

株式交換に係る事前開示書面

(会社法第 794 条第 1 項および会社法施行規則第 193 条に定める書面)

2024 年 5 月 22 日

大阪府中央区道修町一丁目 7 番 1 号

コニシ株式会社

株式交換に係る事前開示書面

コニシ株式会社（以下、「当社」といいます。）およびサンライズ株式会社（以下、「サンライズ」という。）は2024年6月30日をもって、当社を完全親会社、サンライズを完全子会社とする株式交換（以下、「本株式交換」といいます。）を実施いたします。

本株式交換に関する会社法第794条第1項および会社法施行規則第193条に定める事前開示事項は、次のとおりです。

1. 株式交換契約の内容（会社法第794条第1項）

当社およびサンライズが2024年5月22日付で締結した株式交換契約の内容は別紙1のとおりです。

2. 会社法第768条第1項第2号および第3号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第193条第1号）

（1）交換対価の総数または総額の相当性に関する事項

会社法第768条第1項第2号および第3号に掲げる事項についての定め相当性、交換対価の総数または総額の相当性に関する事項は、別紙2のとおりです。

（2）株式交換完全親会社の資本金および準備金の額の相当性に関する事項

当社の資本金および準備金の額は、会社法第445条第5項による委任を受けた会社計算規則第39条の定める額の範囲内で定めており、相当であります。

3. 会社法第768条第1項第4号および第5号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第193条第2号）

当社は新株予約権を発行していないため、該当事項はありません。

4. 株式交換完全子会社についての事項（会社法施行規則第193条第3号）

（1）最終事業年度にかかる計算書類等の内容

サンライズ最終事業年度に係る計算書類等の内容は、別紙3のとおりです。

(2) 株式交換完全子会社の最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 株式交換完全子会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

5. 株式交換完全親会社に関する事項（会社法施行規則第 193 条第 4 号）

(1) 株式交換完全親会社において最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

該当事項はありません。

6. 当社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分等

該当事項はありません。

7. 会社法第 799 条第 1 項の規定により株式交換について異議を述べることができる債権者があるときは、株式交換が効力を生ずる日以後における株式交換完全親会社の債務（当該債権者に対して負担する債務に限る。）の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 193 条第 5 号）

会社法第 799 条第 1 項の規定により株式交換について異議を述べることができる債権者はありません。

2024 年 5 月 22 日

大阪市中央区道修町一丁目 7 番 1 号
コニシ株式会社
代表取締役社長 松端 博文

以上

別紙 1

株式交換契約書

コニシ株式会社（以下「甲」という。）とサンライズ株式会社（以下「乙」という。）とは、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本件株式交換」という。）を行うため、次のとおり契約を締結する。

（株式交換）

第1条 甲及び乙は、本件株式交換により、乙（商号：サンライズ株式会社、住所：大阪市中央区道修町1丁目7番1号）の発行済株式の全部を甲（商号：コニシ株式会社、住所：大阪市中央区道修町1丁目7番1号（登記上の本店所在地）大阪市中央区道修町1丁目6番10号）に取得させる。

（株式交換に際して交付する株式）

第2条 甲は、本件株式交換に際して、乙の株主（実質株主を含む。以下同じ。）に対し、その保有する乙の普通株式に代わる対価として、効力発生日の前日の最終の乙の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）に記載又は記録された株主（甲を除く。）が保有する乙の普通株式の数の合計数に20.30を乗じて得た甲の普通株式を交付する。

（甲の資本金及び準備金の額）

第3条 甲は、本件株式交換により、資本金及び準備金を変動させないものとする。

（株式の割当て）

第4条 甲は、本件株式交換に際して、効力発生日の前日の最終の乙の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）に記載又は記録された株主（甲を除く。）に対して、その株式に代わる株式として、その保有する乙の普通株式の数に20.30を乗じて得た数の甲の普通株式をもって割当交付する。

（効力発生日）

第5条 効力発生日は、2024年6月30日とする。ただし、本件株式交換の手の進行状況に応じて必要があるときは、甲乙協議の上、これを変更することができるものとする。

（株式交換承認総会）

第6条 乙は2024年6月20日に、株主総会を招集し、本契約書の承認及び本件株式交換に必要な事項の決議を経るものとする。ただし、本件株式交換の手の進行状況に応じて必要があるときは、甲乙協議の上、これを変更することができるものとする。

2 甲は、本件株式交換につき、株主総会の承認を得ないで株式交換をなすものとする。ただし、会社法第796条第3項の規定に基づき甲の株主総会の決議による本件株式交換の承認が必要となった場合には、甲は、効力発生日の前日までに株主総会を開催し、本件株式交換の承認及び本件株式交換に必要なその他の事項に関する決議を求める。

（善管注意義務）

第7条 甲及び乙は、本契約締結後効力発生日までの間、善良なる管理者の注意をもってそれぞれ業務の執行及び財産の管理を行い、その財産及び権利義務に重大なる影響を及ぼす行為を行う場合には、あらかじめ甲乙協議して合意の上実行するものとする。

(株式交換条件の変更及び本契約の解除)

第8条 本契約の締結日から効力発生日に至るまでの間において、天災事変その他の事由により、甲又は乙の資産若しくは経営状態に重要な変動が生じたときは、甲乙協議の上、本件株式交換の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

(本契約の効力)

第9条 本契約は、第6条に定める乙の株主総会の承認が得られないとき、又は法令に定める関係官庁の承認が得られないときは、その効力を失う。

(協議事項)

第10条 本契約に定めるもののほか、本件株式交換に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従って、甲乙協議の上、これを決定するものとする。

本契約の成立を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

2024年5月22日

甲

住 所

コニシ株式会社

代表取締役社長

乙

住 所

サンライズ株式会社

代表取締役社長

別紙 2

会社法第 768 条第 1 項第 2 号および第 3 号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第 193 条第 1 号）

1. 本株式交換に係る割当ての内容

会社名	コニシ株式会社 (株式交換完全親会社)	サンライズ株式会社 (株式交換完全子会社)
株式交換に係る割当ての内容	20.30	1
株式交換により交付する株式数	普通株式：2,111,200 株(予定)	

(注 1) 株式の割当比率

サンライズ株式 1 株に対して、当社株式 20.30 株を割当交付します。ただし当社が保有するサンライズ株式については、本株式交換による株式の割当ては行いません。

(注 2) 本株式交換により交付する株式数

当社は、本株式交換に際して、本株式交換により当社がサンライズ株式(ただし、当社が保有するサンライズ株式を除きます。)の全部を取得する時点の直前時のサンライズの株主の皆様(ただし、当社を除きます。)に対し、その保有するサンライズ株式に代わり、その保有するサンライズ株式の数の合計に 20.30 を乗じた数の当社株式を交付します。また、当社の交付する株式は、全てその保有する自己株式にて対応する予定であり、本株式交換における割当てに際して当社が新たに株式を発行する予定はありません。

(注 3) 単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、当社の単元未満株式(1 単元(100 株)に満たない数の株式)を保有する株主が生じることが見込まれますが、当社の単元未満株式を保有することとなる株主の皆様におかれましては、下記の制度をご利用いただくことができます。

- ① 単元未満株式の買取制度(単元未満株式の売却)：会社法第 194 条第 1 項の定めに基づき、当社に対し自己の保有する単元未満株式の買取りを請求することができます。
- ② 単元未満株式の買増制度(1 単元への買増し)：会社法第 194 条第 1 項の定めに基づき、当社が買増しの請求に係る数の自己株式を有していない場合を除き、保有する単元未満株式の数と併せて 1 単元株式数(100 株)となる数の株式を当社から買い増すことができます。

(注 4) 1 株に満たない端数の処理

本株式交換により交付する株式に当社の 1 株に満たない端数の割当てを受けることとなるサンライズ株主に対しては、会社法第 234 条の規定に基づく処理を行います。

2. 本株式交換に係る割当ての内容の考え方

(1) 当社株式の株式価値の算定方法

当社株式については、当社が東京証券取引所プライム市場に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価平均法(2024 年 5 月 13 日を算定基準日とし、算定基準日を含む直近 3 ヶ月間の終値の単純平均法に基づき算定)を用いて算定いたしました。その結果、当社株式の 1 株当たり株式価値は以下のとおりです。

算定方式	算定結果
市場株価平均法	1,462 円

(2) サンライズ株式の株式価値の算定方法

両社は、サンライズ株式の株式価値を算定するに際し、その公平性・妥当性を確保するため、サンライズの財務状況、今後の事業環境および過去の実績に基づき、慎重に協議の上、株式価値算定のための将来の利益見通しを設定しました。

両社は、ディスカウント・キャッシュ・フロー法(以下、「DCF 法」)を用いて、サンライズ株式の 1 株当たりの株式価値を算出しました。両社は当該株式価値が、上記の将来の利益見通しに基づいて算出されたも

のであることから妥当であると判断しました。なお、DCF法において使用したサンライズの利益見通しについては、大幅な増減益を見込んでおりません。

算定方式	算定結果
DCF法	29,693 円

(3) 株式交換比率

両社は、上記(1)および(2)で算出した当社株式の株式価値とサンライズ株式の株式価値を基に慎重に交渉および協議を重ねた結果、本株式交換の株式交換比率を2. (3)記載の比率のとおり合意しました。

(4) 上場廃止となる見込みおよびその事由

本株式交換により、当社は株式交換完全親会社となり、また株式交換完全子会社となるサンライズは非上場のため、該当事項はありません。

別紙 3

第57期

2023年 4 月 1 日から
2024年 3 月31日まで

貸 借 対 照 表
損 益 計 算 書
株 主 資 本 等 変 動 計 算 書
個 別 注 記 表

サンライズ株式会社

貸借対照表

(2024年 3 月 31 日現在)

(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
〔 資 産 の 部 〕		〔 負 債 の 部 〕	
流 動 資 産	10,003,721	流 動 負 債	4,964,718
現金及び預金	55,599	支 払 手 形	-
受 取 手 形	118,241	設 備 支 払 手 形	-
電 子 記 録 債 権	646,867	電 子 記 録 債 務	3,647,159
売 掛 金	2,704,688	買 掛 金	683,465
商 品 及 び 製 品	559,096	未 払 金	40,933
仕 掛 品	45,030	未 払 費 用	156,442
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	268,152	未 払 法 人 税 等	251,949
そ の 他	5,606,081	未 払 消 費 税 等	42,707
貸 倒 引 当 金	△ 35	前 受 金	169
固 定 資 産	5,406,175	預 り 金	10,296
有 形 固 定 資 産	3,599,723	賞 与 引 当 金	109,446
建 物 及 び 構 築 物	1,953,855	役 員 賞 与 引 当 金	10,000
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	666,386	有 償 支 給 に 係 る 負 債	12,148
工 具 器 具 及 び 備 品	28,657	固 定 負 債	368,964
土 地	469,034	長 期 預 り 保 証 金	53,504
建 設 仮 勘 定	481,789	退 職 給 付 引 当 金	184,185
無 形 固 定 資 産	67,093	繰 延 税 金 固 定 負 債	131,274
ソ フ ト ウ ェ ア	63,339	負 債 合 計	5,333,683
電 話 加 入 権	3,753	〔 純 資 産 の 部 〕	
投 資 そ の 他 の 資 産	1,739,359	株 主 資 本	9,546,455
投 資 有 価 証 券	1,410,864	資 本 金	315,164
出 資 金	195,000	資 本 剰 余 金	300,316
長 期 貸 付 金	637	資 本 準 備 金	300,316
長 期 前 払 費 用	5,273	そ の 他 資 本 剰 余 金	-
生 命 保 険 積 立 金	82,855	利 益 剰 余 金	8,930,975
そ の 他	54,917	利 益 準 備 金	56,850
貸 倒 引 当 金	△ 10,188	そ の 他 利 益 剰 余 金	8,874,125
		圧 縮 積 立 金	23,088
		特 別 償 却 準 備 金	-
		別 途 積 立 金	4,500,000
		繰 越 利 益 剰 余 金	4,351,036
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	529,758
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	529,758
資 産 合 計	15,409,897	純 資 産 合 計	10,076,213
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	15,409,897

損 益 計 算 書

(2023 年 4 月 1 日 から
2024 年 3 月 31 日まで)

(単位:千円)

科 目	金 額
売上高	11,342,136
売上原価	8,755,000
売上総利益	2,587,135
販売費及び一般管理費	1,527,989
営業利益	1,059,146
営業外収益	
受取利息	2,620
受取配当金	37,617
その他	118,423
営業外費用	
支払利息	5
その他	1,280
経常利益	1,216,521
特別利益	—
特別損失	
固定資産除却損	373
固定資産処分損	1,335
税引前当期純利益	1,214,813
支払源泉税	6,639
法人税、住民税及び事業税	378,092
法人税等調整額	△ 11,788
当期純利益	841,869

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

（ 2023年4月1日から
2024年3月31日まで ）

(単位:千円)

	株 主 資 本					株主資本合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	利益準備金	その他 利益剰余金	
2023年4月1日残高	315,164	300,316	-	56,850	8,212,255	8,884,585
事業年度中の変動額						
剰余金の配当	-	-	-	-	△180,000	△180,000
当期純利益	-	-	-	-	841,869	841,869
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	-	-	-	-	-	-
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	661,869	661,869
2024年3月31日残高	315,164	300,316	-	56,850	8,874,125	9,546,455

	評価・換算差額等	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	
2023年4月1日残高	211,941	9,096,526
事業年度中の変動額		
剰余金の配当	-	△180,000
当期純利益	-	841,869
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	317,817	317,817
事業年度中の変動額合計	317,817	979,687
2024年3月31日残高	529,758	10,076,213

(注) その他利益剰余金の内訳

	圧縮積立金	特別償却準備金	別途積立金	繰越利益剰余金	合計
2023年4月1日残高	23,088	1,963	4,500,000	3,687,203	8,212,255
事業年度中の変動額					
剰余金の配当	-	-	-	△180,000	△180,000
圧縮積立金の積立	-	-	-	-	-
特別償却準備金の取崩	-	△1,963	-	1,963	-
当期純利益	-	-	-	841,869	841,869
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	-	-	-	-	-
事業年度中の変動額合計	-	△1,963	-	663,833	661,869
2024年3月31日残高	23,088	-	4,500,000	4,351,036	8,874,125

個別注記表

重要な会計方針

1. 資産の評価基準および評価方法

(1) 棚卸資産

商品、製品、仕掛品、原材料…………… 総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性および貯蔵品の低下に基づく簿価切下げの方法)

(2) 有価証券

市場価格のない株式等以外のもの……時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等…………… 移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)…………… 定 率 法

ただし、1998年4月1日以降に新規に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物…………… 10年から50年

機械装置及び運搬具…………… 4年から9年

工具器具及び備品…………… 2年から20年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)…………… 定 額 法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

(3) 長期前払費用…………… 定 額 法

(4) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース……………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

取引に関するリース資産 なお、リース取引開始日が「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号)の適用初年度前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を引き続き採用しております。

3. 重要な引当金の計上方法

(1) 貸倒引当金…………… 売上債権および貸金等の貸倒損失にそなえるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金…………… 従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額基準により計上しております。

(3) 役員賞与引当金…………… 役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、当事業年度における支給見込額を計上しております。

(4) 退職給付引当金…………… 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務(および年金資産の)見込額に基づき、当期末に発生している額を計上しております。

4. 消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

株主資本等変動計算書の注記

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	360,000	-	-	360,000

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年5月24日 定時株主総会	普通株式	180,000	500	2023年3月31日	2023年5月25日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当事業年度末日後となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額(千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年5月20日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	216,000	600	2024年 3月31日	2024年 5月21日